

令和6年度から国民健康保険制度が大阪府内の全市町村で新制度に完全に統一されました

- 大阪府も市町村とともに国保の運営に加わり、国保の財政運営を市町村単位から府単位に拡大することで、予期せぬ医療費の増加等の財政リスクの軽減など、国保運営の安定化を図ります。
- 市町村ごとに異なっていた保険料率や賦課限度額、保険料の減額免除（以下、「減免」という。）の基準などについて、大阪府内で統一されました。

国民健康保険制度の見直し

旧制度

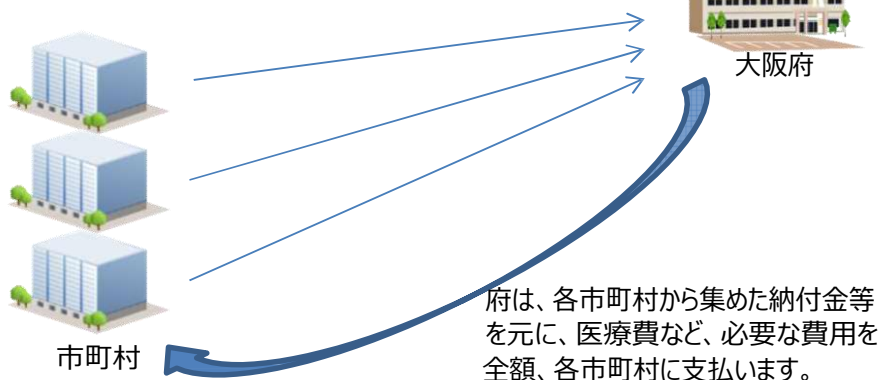
<市町村が個別に運営>



新制度施行後

<府も運営に加わり、財政運営を府単位に拡大します>

各市町村は加入者から集めた保険料等を元に府に納付金※を納めます。



※市町村が大阪府に納付する国保事業の運営に必要な費用

▶被保険者証の発行や保険料の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住まいの市町村です。

府内で統一の基準を設けます

- 府内市町村における、加入者間の負担の公平化を図るために、以下の項目などについて、府内で統一の基準を設けます。

項目（具体例）	統一基準
保険料率	府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう設定します。
保険料の支払い	金融機関等でお支払い（普通徴収）の場合は、年間の保険料を6月から翌年の3月までの10期でお支払いいただきます。
保険料の減免	減免対象事由等について、府内で統一の基準を設定します。詳しくは、府のホームページをご覧ください。
一部負担金の減免	減免対象事由等について、府内で統一の基準を設定します。詳しくは、府のホームページをご覧ください。
出産育児一時金の額	500,000円（産科医療補償制度未加入の場合は488,000円）（令和5年4月1日から）
葬祭費の額	50,000円

Q なぜ、国保制度の見直しが必要なの？

A 国保制度は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料負担が重い」、「小規模な運営主体（市町村）が多く財政が不安定になりやすい」などといった構造的な課題を抱えています。

また、市町村ごとに運営されていたため、加入者の医療機関における窓口負担が同じであるのにも関わらず、住む市町村によって保険料率や減免の基準などが異なっており、公平な加入者負担となっていませんでした。

そのため、大阪府を財政運営の責任主体とすることで、国民皆保険の要である国保の基盤を固め、安定的かつ持続可能な制度として次の世代に引き継げるように見直されました。

Q 何が変わったの？

A 大阪府と市町村が共同保険者となることに伴い、被保険者証の様式や高額療養費の多数回該当の算定方法などが市町村単位から府単位に変更となります。また、加入者間の負担の公平化を図るため、府内のどこの市町村に住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となるよう、保険料率や賦課限度額、減免の基準などについて統一されました。

Q 何が変わらないの？

A 医療機関へのかかり方は、これまでと変わりません。

市町村は、引き続き住民の身近な窓口としての業務を担います。

- ・ 国保への加入や脱退の届出は、市町村窓口で行います。
- ・ 被保険者証は、市町村から交付されます。
- ・ 保険料の納入通知書は市町村から発送され、保険料は市町村に納めます。
- ・ 高額療養費等の申請は、市町村窓口で行います。
- ・ 特定健診や特定保健指導などの保健事業は、市町村が実施します。

**Q 大阪府はどのような役割を担うの？**

A 大阪府は、財政運営の責任主体として、国保運営方針（国保運営に係る府内の統一的な方針）を定め、市町村における国保事務の標準化などを推進します。

Q 府内で統一の基準を設定したら貝塚市の減免対象事由は何か変わるの？

A 貝塚市独自の「世帯主及び国民健康保険加入者全員が市民税非課税や市民税均等割のみ課税の世帯に対する減免」について、令和5年度で終了となるため令和6年度からは適用できなくなります。

Q 高額療養費の多数回該当の算定方法はどう変わるの？

A 同一都道府県内であり、かつ、世帯の継続性が保たれている場合には、前住所地における高額療養費の多数回該当に係る該当回数が通算されます。

※多数回該当…過去1年間に4回以上限度額に達したら、4回目以降の限度額が下がり負担が軽減される制度。

その他、ご不明な点がございましたら、お問合せ下さい。 貝塚市 健康福祉部 保険年金課
☎072-433-7270（納付担当） ☎072-433-7271（計算担当） ☎072-433-7273（給付担当）

大阪府 ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/kokuho/>

→事業一覧ページ→医療保険制度に関すること→「大阪府国民健康保険運営方針」および「別に定める基準」など